

福島県ハイテクプラザ（一部）指定管理者募集要項

福島県ハイテクプラザの設置目的をより効果的に達成するため、その一部の管理について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者（管理の業務を行う法人等）を募集します。

1 施設の概要

名 称	福島県ハイテクプラザ（以下「ハイテクプラザ」という。）
所 在 地	郡山市待池台 1 丁目 1 2 番地
仕 様	ア 構造 鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建 イ 建築面積 5, 256.16 m ² ウ 延床面積 9, 786.64 m ²
設置目的	本県の工業技術基盤の向上を図るため、研究開発、技術相談・移転、試験・機器の開放、人材育成の実施により県内企業への技術支援事業を展開する施設である。
指定管理者 管理施設	①名称 福島県ハイテクプラザ（県が直接管理する部分を除く。 以下「ハイテクプラザ（一部）」という。） ②所在地 郡山市待池台 1 丁目 1 2 番地 ③面積 2, 343.16 m ²

2 指定管理者が行う業務

- (1) ハイテクプラザ（一部）の維持管理に関すること。
- (2) ハイテクプラザ（一部）の使用の承認に関すること。
- (3) その他知事が別に定める業務に関すること。

※ 詳細は「福島県ハイテクプラザ（一部）指定管理者業務仕様書」に定めるとおり。

3 業務遂行の基準

(1) 使用時間等

使用時間及び休館日は次のとおりとします。

ただし、特に必要がある場合には、あらかじめ県の承認を得た上で、変更することができます。

施設の使用時間	福島県ハイテクプラザ（一部）の使用時間は、下記のとおり。 ①技術開発室 （午前零時から午後 12 時まで） ②多目的ホール、テクノホール及び研修室 （午前 9 時から午後 8 時 30 分まで）
---------	---

	上記以外については、午前9時から午後5時まで
休館日	1月1日から1月3日まで、12月29日から12月31日まで、土曜日、日曜日及び国民の祝日

(2) 県民の平等利用の確保

業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保する必要があります。

(3) 関係法令の遵守

業務の遂行に当たっては、次の関係法令を遵守する必要があります。

- ア 地方自治法
- イ 福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例
- ウ 知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則
- エ 福島県ハイテクプラザ条例
- オ 福島県ハイテクプラザ条例施行規則
- カ 福島県個人情報保護条例
- キ 個人情報の保護に関する法律、福島県個人情報の保護に関する法律施行条例
- ク 福島県財務規則、福島県財務規則の特例に関する規則
- ケ 労働基準法、労働安全衛生法などの労働関係法令
- コ 福島県暴力団排除条例
- サ その他ハイテクプラザ（一部）の管理業務に関する法令

(4) 個人情報等の適切な取扱い

業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を適切に取り扱う必要があります。

(5) 情報の公開

福島県情報公開条例の趣旨に即して、公の施設の管理に係る情報公開に関する規程を県と協議の上、定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとします。

(6) 文書管理について

管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等の分類、保存及び廃棄に関する基準その他文書等の管理に関する必要な事項を定め、県に報告しなければなりません。この場合、文書の保存期限等については、県の取扱いに準ずるものとします。

(7) 業務の一括再委託等の禁止

業務を一括して他の者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ県が認めた場合には、この限りではありません。

(8) その他

その他の基準は「福島県ハイテクプラザ（一部）指定管理者業務仕様書」に定めるとおりです。

4 指定予定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

5 業務遂行に係る経費

- (1) 業務遂行に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払います。
- (2) 県が指定管理者に支払う委託料の額は、指定後に締結する協定（「年度協定」）において、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに予算の範囲内で決定します。
- (3) 令和5年度から令和7年度の実績額等は次のとおりであり、事業計画、支出計画作成の参考としてください。

単位：円

参考価格	R5	R6	R7
県からの委託料	4,183,000	4,183,000	4,183,000
その他の収入	3,050	2,550	3,400
使用料収入	7,874,340	8,094,370	8,017,490

※ 県委託料については、予算額（決算額）を示しています。

※ 上記の収入については、決算額を示しています。

※ 使用料収入については、県の収入となります。

6 責任の分担

県と指定管理者の責任の分担はおおむね次のとおりとし、詳細については、指定後に締結する協定（「基本協定」）において定めます。

	指定管理者	県	備考
施設、設備、備品等（以下「施設等」）の維持管理	○		
施設等の修繕	○ (1箇所1修繕50万円以下の場合)	○ (1箇所1件50万円を超える場合)	
事故・災害等による施設の損傷	○ (責めに帰す場合)	○	
事故・災害等による利用者等への責任	○ (責めに帰す場合)	○	
事故・災害発生時の業務停止による運営リスク	○ (責めに帰す場合)	○	
施設等に係る保険の加入		○	建物の火災保険
利用者等に係る保険の加入	○		
包括的管理責任		○	

< 不可抗力により業務の遂行が困難になった場合の措置 >

不可抗力など、県及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができ

ない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について両者が協議するものとします。

<災害発生時の対応>

施設において、災害等緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等を行ってください。

また、災害発生時において公の施設は、市町村の地域防災計画に位置付けられていない場合でも避難所としての対応や、ボランティアの活動拠点、物資集配拠点等として極めて重要な役割を担うことが想定されるため、開設準備等の初動対応を含め対応を求める可能性があります。

7 申請の資格

- (1) 福島県内に本店又は支店・営業所・事業所等（支店・営業所・事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に示す要件のいずれにも該当しない法人等とします（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）。
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当すること
 - イ 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること
 - ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過していないこと
 - エ 県税（ただし、県民税、事業税及び自動車税に限る。）、消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納していること
 - オ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること
 - カ 法人等又はその役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。。）が次に掲げる事項に該当すること
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。以下同じ。）
 - (イ) 役員等に暴力団員等（暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）が就任していること
 - (ウ) 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること
 - (エ) 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき

- (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること
 - (キ) 法人等が暴力団員等を雇用していること
 - (ク) 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること
- キ 役員等のうち、次に該当するものがある者
- (ア) 破産者で復権を得ないこと
 - (イ) 拘禁以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していないこと
- (2) 複数の法人等で構成されたグループ（以下「グループ」という。）による申請の場合には、グループの名称、代表となる法人等を規定した規約等を策定するものとします。
- なお、グループの構成員は、上記（1）の要件を満たすとともに、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。
- (3) 指定管理者の申請は、8（2）の募集説明会に参加した法人等とします。

8 申請の方法

(1) 募集要項の配布

配布期間	令和8年7月10日（金）から8月31日（月）まで 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
配布場所	福島県商工労働部産業振興課 福島市杉妻町2番16号（福島県西庁舎12階） 電話024-521-7283 福島県ハイテクプラザ 郡山市待池台1番12号 電話024-954-4968 福島県のホームページ「 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021b/ 」からも入手できます。
配布方法	郵送を希望する場合は、配布場所宛てに320円切手を貼付した返信用封筒（定形外角型2号A4版用）を同封の上、請求してください。

(2) 募集説明会の開催

ア 募集説明会

開催日時	令和8年8月7日（金）午前10時30分から
開催場所	福島県ハイテクプラザ 会議室
その他	参加を希望される場合は、令和8年8月5日（水）午後5時

	<p>までに次の申込先まで法人等名、出席者、連絡先を電子メールでお知らせください。</p> <p>なお、指定管理者に申請する法人等は参加を要件とします。</p> <p>(申込先)</p> <p>福島県商工労働部産業振興課 福島市杉妻町2番16号(福島県西庁舎12階) 電話 024-521-7283 電子メール business@pref.fukushima.lg.jp</p>
--	--

イ 設計図書の閲覧

福島県ハイテクプラザ(一部)に係る建物の設計図書の閲覧は次により行ないます。

閲覧期間	令和8年7月10日(金)から8月31日(月)まで 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
閲覧場所	福島県ハイテクプラザ 郡山市待池台1番12号 電話024-954-4968
注意事項	設計図書は設計当時の内容であり、変更されている場合があります。ことに注意して閲覧してください。

(3) 質問事項の受付等

受付期間	令和8年8月10日(月)から8月19日(水)まで 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
受付方法	<p>福島県ハイテクプラザ(一部)の指定管理者の募集に関し疑義があるときは、募集説明会に参加した法人等に限り、別紙様式6の質問書により質問を受けつけます。質問書は郵送又は電子メールで次の宛先まで提出して下さい。</p> <p>福島県商工労働部産業振興課 福島市杉妻町2番16号(福島県西庁舎12階) 電話 024-521-7283 電子メール business@pref.fukushima.lg.jp</p>
回答方法	回答は、募集説明会に参加したすべての法人等に郵送又は電子メールで回答します。

(4) 申請の受付

受付期間	令和8年8月20日(木)から8月31日(月)まで 時間：午前8時30分から午後5時まで ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。
提出書類	申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます

	<p>す。</p> <p>グループによる申請の場合には、ウからコまでについては、構成員ごとに提出していただきます。</p> <p>なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。</p> <p>ア 指定管理者指定申請書（別紙様式1） （知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則〈平成16年福島県規則 第75号〉様式第1号）</p> <p>イ 福島県ハイテクプラザ（一部）管理事業計画書（別紙様式2）及び収支予算書（別紙様式3）</p> <p>※・ 収支予算書（別紙様式3）は、消費税及び地方消費税（「消費税」という。）の現行税率（10%）で作成して下さい。</p> <p>・ 令和9年4月以降、消費税の税率が変更となる場合、県は適切な委託料となるよう対応します。</p> <p>ウ 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類</p> <p>エ 法人にあっては、登記事項証明書及び役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類</p> <p>オ 法人でない団体にあっては、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類並びに代表者の住民票</p> <p>カ 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類</p> <p>キ 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度における事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類</p> <p>ク 県税等の滞納がないことの証明書</p> <p>※ 本県の県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者（主たる事務所又は事業所の所在地の当該都道府県税）について未納がないことの証明書</p> <p>ケ 前記7(1)に掲げる欠格条項ア、イ、ウ、オ、カ、キに該当しないことの宣誓書（別紙様式4）</p> <p>コ 該当がない書類がある場合には、その旨の申立書（別紙様式5）</p> <p>なお、上記エ、オ及びクについては、申請日前3か月以内に交付等されたものとします。</p>
提出部数	2部（正本1部及び副本1部）
受付場所	福島県商工労働部産業振興課 福島市杉妻町2番16号（福島県西庁舎12階）

	電話 0 2 4 - 5 2 1 - 7 2 8 3
受付方法	持参又は郵送（書留郵便に限る）とし、受付期間必着とします。

9 候補団体選定の方法

指定管理者候補団体については、「商工労働部指定管理者選定検討会」による書類審査及び面接審査により選定の上、決定します。

なお、決定後には、申請状況、審査内容等の概要を公表します。

(1) 商工労働部指定管理者選定検討会による審査

ア 審査は書類及び面接により行います。

イ 書類審査は、提出書類に基づき審査を行います。

ウ 申請者多数の場合には、書類審査にて3法人等程度を選定し（1次審査）、面接審査の実施について、全申請者宛てに、令和8年9月下旬までに通知します。

エ 面接審査の実施については、別途、申請者宛てに通知し、指定管理者候補団体として1法人等を選定します。

(2) 選定の基準等

選定に当たっての基準等は次のとおりであり、「商工労働部指定管理者選定検討会」による審査において、各委員が審査した評点の合計が最も高い申請者を指定管理者候補団体として選定します。

選 定 基 準	審 査 項 目	審 査 内 容	配 点
1 県民の平等な利用を確保することができるものであること。	1 団体の経営理念等 2 管理運営体制 3 管理運営の取組方針 4 効用の発揮と経費の縮減	(1) 法人等の経営方針・設置目的 (2) 管理運営についての考え方 (3) 施設の管理等、類似業務実績の有無 (4) 職員数	1 2
2 関係法令を遵守するものであること。	5 要望・苦情処理 6 緊急時の対応 7 個人情報	(5) 職務内容（勤務体制） (6) 安全管理体制 (7) 勤務時間外の連絡体制（管理、維持修繕）	8. 5
3 当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	8 その他	(8) 施設・設備の管理（管理方法、解錠、施錠等） (9) 施設及び設備の防火管理等 (10) 施設及び設備の使用許可（申請受付、許可）	2 2
4 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有しているものであること。		(11) 施設及び設備に関する説明 (12) 福島県収入証紙の取扱い業務 (13) 施設及び設備使用料の徴収業務 (14) 施設利用の活性化を図るため	2 4. 5

<p>5 業務の遂行上知り得た個人情報その他の情報を漏らし、又は不当な目的に使用しない体制が整備されているものであること。</p>		<p>の方針 (15) 施設を活用した自主事業の計画について (16) 施設のPR方法や内容 (17) 収支予算書の根拠と実現可能性 (18) 経費縮減について（人件費） (19) 経費縮減について（物件費及び管理経費） (20) 自己評価への取組について (21) 要望、苦情処理の対応方針について (22) 要望、苦情処理の体制について (23) 事故が起きた場合の対応 (24) 地震、火事、水害等の対応について (25) 企業秘密・個人情報保護に対する考え方 (26) 企業秘密・個人情報保護の体制・方策 (27) その他（ハイテクプラザを管理するに当たっての提案等）</p>	<p>14</p>
---	--	---	-----------

(注) 選定基準ごとの配点割合は、各審査内容を5段階評価した時、全審査内容が3と評価された場合の得点配分割合を示したものです。

(3) 指定管理者候補団体の決定

ア 商工労働部指定管理者選定検討会による選定結果を踏まえ、指定管理者候補団体を決定します。

イ 決定結果については、全申請者宛て、令和8年11月下旬までに通知します。

10 選定後のスケジュール

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、県議会（令和8年12月）における議決を経て、指定管理者として指定を行う予定です。

(2) 協定の締結

ア 協定の種類

(1)の指定後に、県と指定管理者との間で損害が生じた場合の賠償の考え方等の指定期間全体に係る基本的事項を定める「基本協定」及び会計年度ごとに事業の実施、委託料等の細目的事項を定める「年度協定」の締結を行う予定です。

イ 協定の内容

協定の主な内容は、次の事項を予定しています。

協定の具体的内容については、県と指定管理者が協議の上、定めるこ

ととします。

- ① 基本協定
 - ・ 総括的事項
 - ・ 管理に要する費用に関する事項
 - ・ 業務の履行に関する事項
 - ・ 管理業務の報告に関する事項
 - ・ 協定の解除に関する事項
 - ・ その他
- ② 年度協定
 - ・ 年度協定の期間
 - ・ 費用の支払
 - ・ 疑義の決定

(3) 協定を締結できない場合

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 事前準備

指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務に係る人材の確保、利用料金の額の決定等必要な準備を行わなければなりません。

また、指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、県に対して管理物件の視察等必要な申出を行うことができるものとします。

12 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を提出するものとします。また、協定書の規定に基づき、その他各種の報告書等を提出するものとします。

13 管理業務の評価

(1) 県が行う評価

県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価します。なお、指定管理期間の中間年度には、県の評価等について外部有識者から意見を聴取する外部評価を実施します。

(2) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者の声を把握するため、必要に応じて利用者アンケートを実施するものとします。

14 調査等の実施

県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、施設管理が適正

かどうかを確認するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

15 障がい者の雇用

指定管理者は、障がい者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとします。

16 指定の取消し等

下記事項に該当する場合には、指定を取り消すことなどがあります。

(1) 指定の取消し又は業務の停止

次の場合、県は指定管理者に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善策の提出、実施等を求めることがあります。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかつた場合等には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

ア 指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の事項に違反したと認められる場合

イ 指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合

(2) 指定の取消し

指定管理者が次の事項に該当する場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、その指定を取り消すことができます。

ア 解散した場合

イ 県の指示に従わないと認められる場合

ウ 経営状況の悪化等により、前記2の業務を適切に遂行できないおそれがあると認められる場合

エ 正当な理由なくして指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の締結に応じないとき

オ 役員等が暴力団員である場合、実質的に暴力団が経営に関与していると認められる場合など社会的信用を損なう状態や行為等を確認したとき

カ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

17 その他

(1) 申請及びヒアリングに要する経費等は、申請者の負担とします。

(2) 提出された書類は、返却しません。

(3) 提出された書類の内容は、変更することはできません。（軽微な修正は除く。）

(4) 提出された書類の著作権は、それぞれの申請者に帰属します。ただし、県は、必要に応じ、審査等のため複写するとともに、指定管理者候補団体決定後の公表等において全部又は一部を無償で使用できるものとします。

(5) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

(6) 提出された書類が次の事項に該当する場合は、申請が無効となる場合があります。

なお、無効となった場合には、申請者に、理由を付して通知します。

- ア 異なる申請書を複数提出した場合
 - イ 申請方法を遵守せずに提出した場合
 - ウ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
 - エ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
 - オ 虚偽の内容が記載されている場合
 - カ その他不正な行為があった場合
- (7) 指定管理者は、法人税、消費税、事業所税等の納税義務を負う場合があります。そのため、所管税務署等の関係機関に、納税について確認する必要があります。

18 問い合わせ先

福島県商工労働部産業振興課 福島市杉妻町2番16号（〒960-8670） 福島県庁西庁舎12階 電話 024-521-7283 Email: business@pref.fukushima.lg.jp

別紙様式 1

指定管理者指定申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 印

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により申請します。

記

公の施設の名称 福島県ハイテクプラザ（一部）

添付書類

- 1 当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書及び収支予算書
- 2 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- 3 法人にあっては、登記事項証明書及び役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 4 法人でない団体にあつては、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類並びに代表者の住民票
- 5 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 6 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 7 その他知事が定める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別紙様式 2

福島県ハイテクプラザ（一部）管理事業計画書

年 月 日

申請者 所在地
法人等名
代表者氏名
電話
F A X
メールアドレス

注意点

- 1 各項目について年度毎(R9、R10、R11、R12、R13)の取組み内容が分かるように記載してください。
- 2 記入に必要な余白（行数）は各項目毎に申請者が適宜調整してください。必要に応じて別紙とすることも可能です。

1 法人等の理念等について

(1) 法人等の経営方針・設置目的について

(2) 福島県ハイテクプラザ（一部）の管理運営についてどのように考えるか

(3) 施設の管理等、類似業務を実施しているときはその業務内容

2 福島県ハイテクプラザ（一部）の管理運営体制について

(1) 職員の配置（指揮命令系統が分かる組織図含む）

ア 職員数

イ 職務内容（勤務体制等）

ウ 安全管理体制

（２）勤務時間外の連絡体制（管理、維持修繕）

3 福島県ハイテクプラザ（一部）の管理運営に当たっての取組方針について、仕様書及び各種業務概要に即して述べてください。

（１）維持管理に関する業務

ア 施設・設備の管理（管理方法、解錠、施錠等）

イ 施設及び設備の防火管理

（２）使用の承認に係る業務

ア 施設及び設備の使用許可（申請受付、使用許可）

イ 施設及び設備に関する説明

ウ 福島県収入証紙の取扱い業務

エ 施設及び設備使用料の徴収業務

4 福島県ハイテクプラザ（一部）の管理の効用を最大限に発揮する方策及び経費縮減を図る方策について述べてください。

(1) 福島県ハイテクプラザ（一部）の管理の効用（サービスの向上）を最大限に発揮する方策について

ア 施設利用の活性化を図るための方針

(多目的ホール・テクノホール・研修室及び技術開発室に分けて記載)

イ 施設を活用した自主事業の計画について

ウ 施設のPR方法や内容

(2) 経費の縮減について

ア 収支予算書の根拠と実現可能性

イ 人件費

ウ 物件費及び管理経費

エ 自己評価への取組について

5 利用者からの要望、苦情処理について

(1) 要望、苦情処理の対応方針について

(2) 要望、苦情処理の体制について

6 福島県ハイテクプラザ（一部）の管理に当たっての緊急時の対応について

(1) 事故が起きた場合の対応（内容）

(2) 地震、火事、水害等の対応について

7 福島県ハイテクプラザ（一部）の管理に当たっての企業・個人情報保護について

(1) 企業秘密・個人情報保護に対する考え方

(2) 企業秘密・個人情報保護の体制、方策

8 その他ハイテクプラザを管理するにあたって提案等があれば記載してください。

(多目的ホール・テクノホール・研修室及び技術開発室の稼働率向上の具体的な提案含む。)

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

収支予算書

法人等の名称()

(金額単位:千円)

経費名等		年度	R9	R10	R11	R12	R13	備	考
収入項目	委託料								
	その他収入								
収入合計(A)									
支出項目	人件費								
	消耗品費								
	一般管理費								
	その他支出								
消費税									
支出合計(B)									
(A) - (B)									

注) 1. 消費税及び地方消費税の現行税率(10%)で作成してください。

2. 令和9年4月以降、消費税率が変更となる場合、県は適切な委託料となるよう対応します。

3. 積算根拠等を備考欄に記載してください。(別紙でも可)

4. 収入項目・支出項目を適宜追加して差し支えありません。

5. その他の欄に金額を計上する場合は、備考欄に内容等を記載してください。

別紙様式 4

福島県ハイテクプラザ（一部）の指定管理者の指定申請に係る宣誓書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ㊦

福島県ハイテクプラザ（一部）の指定管理者の指定申請に当たり、法人等及び役員等が、次の事項に該当しないことを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定〈法人等について〉
- 2 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること〈法人等について〉
- 3 地方自治法第244条の2第11項の規定により、県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しないこと〈法人等について〉
- 4 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること〈法人等について〉
- 5 「福島県ハイテクプラザ（一部）指定管理者」募集要項「7 申請の資格カ」の規程〈法人等及び役員等について〉
- 6 破産者で復権を得ないこと〈役員等について〉
- 7 拘禁以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと（役員等について）

別紙様式 5

福島県ハイテクプラザ（一部）の指定管理者の指定申請に係る申立書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名 ㊟

福島県ハイテクプラザ（一部）の指定管理者の指定申請に当たり、次の書類
については、該当がないことを申し立てます。

記

1
2
3
:
:
:

別紙様式 6

年 月 日

福島県ハイテクプラザ（一部）指定管理者募集要項等に関する質問書

申請法人等名
代表者氏名
担当者氏名
電話
F A X
メールアドレス

質問事項	具体的な内容